

富加町社会体育施設利用再開における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年 7月 1日

(改訂) 令和2年11月 1日

(改訂) 令和3年12月 1日

(改訂) 令和4年 1月21日

(改訂) 令和4年 3月22日

富加町教育課教育係 富加町B&G海洋センター

1. 趣 旨

富加町社会体育施設における利用制限の緩和（再開）と感染防止対策に関する方針を策定し、この方針を基に各施設において感染防止対策を徹底する。

2. 社会体育施設の人数制限

- ・社会体育施設において施設ごとの人数制限は設けず、収容可能人数の上限まで収容可能とする。ただし、大声を伴う活動及び大会の開催については、本ガイドラインとは別に富加町教育委員会より指示をする場合がある。

3. 利用制限

- ・発熱（37.5度以上）、咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がある者。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われるものがある者。
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者。
- ・その他、富加町教育委員会にて利用の制限を必要と判断した者。

4. 感染防止対策（共通事項）

- ・マスクを持参し、競技を行っていない者や会話をする際にはマスクを着用すること。マスクを着用しての会話であっても会話を短く切り上げる等の対応をすること。
- ・他の利用者との距離（2m以上）を確保すること。※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く
- ・こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・施設利用中に大きな声での会話、応援等をしないこと。
- ・施設利用者のゴミは必ず利用者で袋等を用意し、密閉して持ち帰ること。
- ・施設利用者間でタオルやコップの共有はしないこと。
- ・富加町教育委員会が感染防止のために定めた措置を遵守し、指示に従うこと。

5. 体育館等の感染防止対策

①対象施設

B & G海洋センター（第1体育室、第2体育室、ミーティングルーム）、富加小学校体育館、双葉中学校体育館、南公民館体育館、西公民館体育館、東公民館体育館

②感染防止対策

- ・団体利用時には団体責任者が施設利用前に団体登録を行い、利用者全員の氏名、所在地、連絡先等を記載した名簿を提出すること。
- ・団体利用時には団体責任者が施設利用前に利用者全員の体調確認を行い、発熱（37.5度以上）咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がある者については参加を認めないこと。また、利用日ごとに名簿を作成し、参加者の把握をすること。
- ・団体利用時には団体責任者が施設利用後に「社会体育施設利用チェックシート」に必要事項を記入し、施設管理者へ提出すること。
- ・個人利用時には施設利用前に「社会体育施設利用チェックシート」に必要事項、体調確認欄を記入し、施設管理者の利用許可を得ること。施設利用後には感染防止対策欄を記入し、施設管理者に提出すること。
- ・B & G海洋センターミーティングルームを使用する際は、着席時に最低1m程度の身体的距離を確保し、必ずマスクを着用すること。
- ・大会や練習試合及び合同練習を行う際は、観客や応援者を含む参加者全員の名簿及び実施要項を施設管理者へ提出すること。
- ・施設利用中は競技中のマスクの着用については利用者の判断とするが、その他の者については必ずマスクを着用すること。
- ・競技中においても、周囲の人となるべく距離を空け、強度の高い競技においては呼気が激しくなるため一層距離を空けること。
- ・施設入退室時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は、2m程度の身体的距離や時間制限を設けること。
- ・利用者は施設入退室時、トイレ使用前後に手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・施設利用後は施設の清掃及び器具庫内の消毒液にて共用器具（支柱、ネット、ボール、モップ等）、手摺、ドアノブ等の利用者が触れた部分の消毒を必ず行うこと。
- ・鍵の借用及び返却は必ず団体責任者が行うこと。
- ・頻繁な換気（30分に1回以上かつ5分間以上）、複数の窓を開ける等の通気の良い換気を行うこと。
- ・施設内での飲食は指定場所でのみ行い、周囲の人と最低1m以上の身体的距離を確保し、会話が伴う飲食や対面での飲食を控えること。

6. グラウンドの感染防止対策

①対象施設

半布ヶ丘公園グラウンド、富加小学校グラウンド、双葉中学校グラウンド

②感染防止対策

- ・団体責任者が施設利用前に団体登録を行い、利用者全員の氏名、所在地、連絡先等を記載した名簿を提出すること。

- ・団体責任者は施設利用前に利用者全員の体調確認を行い、発熱（37.5度以上）咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がある者については参加を認めないこと。また、利用日ごとに名簿を作成し、参加者の把握をすること。
- ・団体責任者は施設利用後に「社会体育施設利用チェックシート」に必要事項を記入し、施設管理者へ提出すること。
- ・大会や練習試合及び合同練習を行う際は、観客や応援者を含む参加者全員の名簿及び実施要項を施設管理者へ提出すること。
- ・施設利用中は競技中のマスクの着用については利用者の判断とするが、その他の者については必ずマスクを着用すること。
- ・競技中においても、周囲の人となるべく距離を空け、強度の高い競技においては呼気が激しくなるため一層距離を空けること。
- ・施設利用時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は、2m程度の身体的距離や時間制限を設けること。
- ・利用者は施設入退室時、トイレ使用前後に手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・施設利用後は施設の清掃及び器具庫内の消毒液にて共用器具（トンボ、メジャー等）、手摺、ドアノブ、ベンチ、夜間照明スイッチ等の利用者が触れた部分の消毒を必ず行うこと。
- ・鍵の借用及び返却は必ず団体責任者が行うこと。

7. テニスコートの感染防止対策

①対象施設

半布ヶ丘公園テニスコート

②感染防止対策

- ・テニスコート利用責任者は許可書提出時に当日の利用者名簿を記入し、B&G海洋センターへ提出すること。
- ・テニスコート利用責任者は利用者全員の体調確認を行い、発熱（37.5度以上）咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がある者については参加を認めないこと。また、利用日ごとに名簿を作成し、参加者の把握をすること。
- ・大会や練習試合及び合同練習を行う際は、観客や応援者を含む参加者全員の名簿及び実施要項を施設管理者へ提出すること。
- ・施設利用中は競技中のマスクの着用については利用者の判断とするが、その他の者については必ずマスクを着用すること。
- ・競技中においても、周囲の人となるべく距離を空け、強度の高い競技においては呼気が激しくなるため一層距離を空けること。
- ・施設利用時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は、2m程度の身体的距離や時間制限を設けること。
- ・利用者は施設入退室時、トイレ使用前後に手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・施設利用後は施設の清掃及び器具庫内の消毒液にて共用器具（トンボ、コードリール等）、手

- ・ 摺、ドアノブ、夜間照明スイッチ等の利用者が触れた部分の消毒を必ず行うこと。
- ・ 鍵の借用及び返却は必ず団体責任者が行うこと。

8. プールの感染防止対策

①対象施設

B & G 海洋センタープール

②感染防止対策

- ・ 更衣室内は原則 40 人以下とするが、利用状況により入場制限を設ける場合がある。
- ・ 利用者は受付時に名簿に氏名、年齢、連絡先、当日の体温を記入すること。
- ・ 共用設備（ロッカー等）は施設管理者にて清掃、消毒を実施する。
- ・ 施設内では大声での発生、対面での会話を控えること。
- ・ 利用者は施設入退室時、トイレ使用前後に手洗い、手指消毒を徹底すること。